

平成27年度 ゆめづくり協働事業 ゆめをカタチに

1 ページで紹介した地域以外の 12 地域で取組みが行われた主な内容

**名張地区まちづくり推進協議会**

移動困難者支援事業の実施。地域の景観整備(道標の整備、観光マップなど)

**中央ゆめづくり協議会**

パークアベニュー、鴻之台3号公園、せせらぎ水路を一体で、地域のシンボルとして整備

**蔵持地区まちづくり委員会**

防災井戸と地域資源を活用し、防災レトルトパックの製造。防災備品の点検整備

**薦原地域づくり委員会**

防災倉庫を4地区に整備。防災備品の取扱いの講習や防災訓練を実施

**地縁法人 美旗まちづくり協議会**

世代交流を図るため、美旗市民センターに折りたたみ式アルミステージを導入

**ひなち地域ゆめづくり委員会**

地域住民が健康で豊かな生活が送れるよう地域支え合いセンター「なごみ」を整備

**すずらん台町づくり協議会**

中学校用地をきずな公園として整備。一部をグラウンドゴルフの練習コースに

**地縁法人 錦生自治協議会**

錦生ブランド品としてのハタケシメジの栽培・販路拡大や、ドレッシングの開発

**箕曲地域づくり委員会**

病院に行かなくてすむ健康づくりのプログラム開発やイベントを開催

**一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会**

ふれあいサロン「ゆこゆこ」で、介護予防教室や認知症予防教室などを開催

**国津地区地域づくり委員会**

コミュニティバスが運行する路線の除草や枝払いなどのための環境整備用機械の整備

**つつじが丘・春日丘自治協議会**

高齢者の憩いの場、世代間交流の場としての公園にフィットネス設備(健康遊具)を設置

**4月1日から市民活動補償制度は「公益活動補償制度」に変わります**

☎ 地域経営室 ☎ 63-7484

**公益活動補償制度とは**

この制度は、市民の皆さんが安心してボランティア活動や地域活動を行えるよう、万一の事故に備え設けられたものです。公益活動中に発生した不測の事故において、公益的な活動に携わった人が第三者に損害を与え法律上の損害賠償責任を負うことになった場合や、ケガや死亡された場合に、補償金(見舞金)を支払います。

◎この制度に対する事前の加入や登録の手続きは必要ありません。万が一事故が発生した場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

**補償対象** 次の4つの条件を全て満たす活動であることが前提です。

- ①公益的な活動であること(※)
- ②活動が継続的、計画的に行われていること
- ③無報酬で行っていること(交通費、材料費などの実費支給や交通費相当の謝礼金などは無報酬とみなします)
- ④日本国内における活動であること

(※)「公益的な活動」とは、地域活動、社会福祉活動、青少年育成活動などの市民や社会に貢献する無償での活動のことです。

◎この制度は、事故が発生した時の活動内容、発生状況で判定されますので、ボランティア団体、区・自治会、地域づくり組織などの活動であれば全て補償されるものではありません。

**【補償対象の変更】**

- ▼公益活動に参加する父母などに付き添ってきた乳幼児に対する補償の廃止
- ▼公民館サークル活動に対する補償の廃止(事故が発生したときの活動が公益的な活動であれば補償対象になります)
- ▼地域主催行事の補償対象の見直し

◎右記で補償の対象外となる事例を紹介しています。

**補償額**

今回の見直しで傷害事故の補償額が右表のとおり変更となります。

なお、賠償責任補償、死亡・後遺障害の補償金額は変更ありません。

**【補償額の変更】**

傷害補償	見直し後	現行
入院	1日 2,500円	1日 3,000円
通院	1日 1,500円	1日 2,000円



**事例** 今回の見直しで補償の対象外となる事例を参考に紹介します。

**地域主催の餅つき大会での餅の振る舞いに参加した父母に付き添ってきた乳幼児が負傷した場合**

4月1日以降は…

付き添いの乳幼児のケガは対象になりません。また、今回の事例では、公益的な活動をしていたとみなされないため、餅の振る舞いに参加した父母がケガをした場合も対象になりません。

一般参加者や見学者などへの傷害補償が必要な場合は、一日行事保険に加入するなど対応をお願いします。

**公民館の卓球サークル活動中、腕を骨折した場合**



4月1日以降は…

趣味活動や自分の技術を高めるための活動は、公益的な活動とみなされないため対象になりません。必要に応じて、各サークルで保険に加入していただくようお願いします。

**地域主催の野球大会中、参加者が足首を捻挫した場合**



4月1日以降は…

スポーツイベントの参加者は、地域主催のウォークラリーや地区運動会を除き、実施主体にかかわらず全て対象になりません。スポーツイベントを実施するときは、一日行事保険などに加入していただくようお願いします。

地域づくり代表者会議実践交流会を開催 日時 3月6日(日)午後1時30分～5時 場所 防災センター(鴻之台1) 内容 今年度実施した事業や、実施予定である事業の目的、内容、期待する効果などを発表

【今回発表する地域】▼地縁法人美旗まちづくり協議会 ▼川西・梅が丘地域づくり委員会 ▼一般社団法人青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会 ◎参加無料。申込不要

☎ 地域経営室 ☎ 63-7484